

韓国籍の方・帰化された方が 亡くなられた際の 相続の手続きについて

税理士法人 日本経営

「相続」とは、人が死亡したときにその人の財産や債務(すべての権利や義務)を特定の人が引き継ぐことをいいます。
相続では、亡くなった人を「被相続人」といい、財産をもらう人を「相続人」といいます。

相続の手続き



1 相続人の確定

除籍謄本(戸籍)や家族関係登録簿について

相続の手続きは、まずは、誰が相続人になるのか、相続人を確定させることから始まります。
通常は被相続人の出生から死亡までの身分関係を証明する公的書類を揃えることとなります。
被相続人が韓国籍であれば、韓国の除籍謄本(戸籍)や家族関係登録簿を揃えることとなります。
また、日本籍に帰化した方については、帰化するまでの韓国の除籍謄本(戸籍)や家族関係登録簿と帰化した後の日本の除籍謄本(戸籍)を揃えます。
これらの除籍謄本(戸籍)や家族関係登録簿により、被相続人の婚姻や離婚・子供の出生や養子縁組などの事実が分かります。
また、相続人が被相続人より先に亡くなられている場合には、誰が代襲相続人になるのかについても、相続人の除籍謄本(戸籍)や家族関係登録簿を揃えて確認することとなります。

民法の適用

被相続人の除籍謄本(戸籍)や家族関係登録簿が揃いますと、次は民法を適用して誰が相続人になるのかを確定させます。
その際に適用する民法ですが、在日韓国人の方は、国籍は韓国で居住地は日本です。
このように、法律問題の当事者などが2つ以上の国に関係する場合、どの国の法律を適用するかについて、日本では「法の適用に関する通則法(以下、「通則法」という。)」が、韓国では「国際私法」が定めています。それによると、被相続人の国籍が韓国であれば、原則として韓国の民法が適用されることとなります。
なお、韓国の国際私法には、「遺言書に明示する形で、居住地(日本)の国の法を指定し、亡くなるまでその国に居住した場合」には、その指定した法に従うと規定し、通則法もその適用を認めています。
したがって、在日韓国人の方は、遺言書に「相続は日本法による」と明示することにより日本の民法を選択することが出来ます。
日本と韓国の民法では法定相続人や法定相続分、遺留分などに違いがありますので、それぞれの違いを理解したうえで、選択される必要があります。

1 法定相続分

日本と韓国の民法では法定相続人や法定相続分、遺留分などに違いがあります。

それぞれの内容は下記の表に記載している通りですが、例えば、相続人が配偶者(妻)と子供の場合、**日本民法の法定相続分は妻が2分の1**で残りの2分の1を子供たちが均等に按分するとされていますが、**韓国民法では妻の相続分は子供の5割増し**とされています。そのため、仮に子供が3人の場合には、妻の法定相続分は3分の1(子供の相続分は9分の2)となります。

日本民法及び韓国民法による法定相続人、法定相続分は下記の表の通りです。

法定相続人と順位

区分	日本	韓国
第1順位	配偶者 子とその代襲相続人	配偶者 直系卑属とその代襲相続人
第2順位	配偶者 直系尊属	配偶者 直系尊属 (直系卑属と直系尊属がない場合、配偶者単独相続)
第3順位	配偶者 兄弟姉妹とその代襲相続人	兄弟姉妹とその代襲相続人
第4順位	なし	被相続人の4親等以内の傍系血族

法定相続分

区分	日本	韓国
第1順位	配偶者 1/2 子 1/2 (を人数で分ける)	配偶者 1.5(5割増し) 直系卑属 1.0(を人数に乗じる)
第2順位	配偶者 2/3 直系尊属 1/3 (を人数で分ける)	配偶者 1.5(5割増し) 直系尊属 1.0(を人数に乗じる) (直系卑属と直系尊属がない場合、配偶者単独相続)
第3順位	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4 (を人数で分ける)	兄弟姉妹の人数で分ける
第4順位	なし	相続人の人数で分ける

2 相続財産の確定

相続人の確定と並行して、**被相続人が所有されていた財産や債務を確定**させます。

具体的には、取引をされていた金融機関の預金通帳や預金証書を揃えたり、証券会社からの案内を確認したり、不動産については、毎年の固定資産税の納付書や権利書などで確認し、金融機関からの残高証明書や固定資産税課税証明書などを取得します。

また、債務についても借入金があれば借用証書や借入金返済表などにより確認します。

また、過去の預金通帳の動きを確認して、支払うべき未払い金や受領すべきものがないかについても確認します。

こうして確定させた財産や債務が遺産分割の対象となります。

3 遺産分割

相続人が確定し、被相続人が所有していた財産や債務が確定しますと、それぞれの財産や債務を相続人に分割することになります。これを**遺産分割**といいます。分割の方法は以下の通りです。

指定分割:被相続人の遺言があり、遺産分割の方法について具体的に指示されている場合に、その**意思に基づいて**遺産分割を行います。

協議分割:遺言書が無い場合、または、遺言書があっても遺産分割に関する具体的な指示がない場合に**相続人全員で話し合って**分割を決めます。(この協議を遺産分割協議といいます。)

調停分割:相続人の間で遺産分割協議がまとまらない場合や、協議に応じようとする相続人がいる場合に**家庭裁判所**に対して、遺産分割の調停を申立てることができます。

審判分割:家庭裁判所の調停も不成立になると、遺産分割の審判となり**裁判官(家事審判官)**が遺産の分け方を決めることとなります。

これらの分割の方法は、日本も韓国も同様です。

4 相続財産の名義変更

遺産分割が確定しますと相続財産を各相続人の名義に変更します。各相続人の名義に変更するためには、通常、下記の書類が必要とされます。

なお、[韓国の除籍謄本\(戸籍\)及び家族関係登録簿](#)などは日本語に翻訳する必要があります。

必要書類

金融機関(預金及び証券など)

- 被相続人の出生から死亡までの身分関係を証明する韓国の除籍謄本(戸籍)及び家族関係登録簿
 - 相続人の家族関係証明書
 - 遺産分割協議書(印鑑証明書添付)
 - 遺言書がある場合は遺言書(検認済)
- [金融機関毎に独自の書式を定めている場合がありますので、取引金融機関に必要な書類を確認する必要があります。](#)

不動産

- 被相続人の出生から死亡までの身分関係を証明する韓国の除籍謄本(戸籍)及び家族関係登録簿
- 相続人の家族関係証明書
- 遺産分割協議書(印鑑証明書添付)、なお遺言書がある場合は遺言書(検認済)
- 相続人の住民票
- 不動産の登記済み証書(権利書)
- 不動産の固定資産税課税証明書

韓国財産については、上記に加えて、別途、韓国の手続きが必要となります。

5 日本及び韓国での相続税申告と納付

日本の相続税の税務申告

日本に居住している在日韓国人の場合には、日本だけではなく韓国を含めて、被相続人の全世界財産が日本の相続税の対象となります。相続財産や債務について評価を行い、債務を差し引いた相続財産の価額が、[基礎控除である3,000万円+600万円×相続人](#)を超える場合には、[死亡したことを知った日の翌日から10か月以内](#)に申告が必要となります。

なお、相続税の納期限も同日です。

韓国の相続税の税務申告

韓国にも財産がある場合、[日本に居住している在日韓国人の場合には2億ウォン\(約2,000万円\)の基礎控除](#)しかありませんので、その額を超える場合には、韓国にも相続税の税務申告が必要となります。

なお、在日韓国人の場合には、韓国の非居住者となりますので、韓国にある財産だけが韓国の相続税の課税対象となります。

したがって、日本に多額の財産があっても韓国にある財産が2億ウォン以内であれば韓国には申告は不要です。

なお、韓国の場合、[推定相続財産の規定や10年以内の贈与を相続財産とみなす規定](#)がありますので注意が必要です。

韓国の相続税の申告期限及び納期限は、被相続人が在日韓国人のような非居住者の場合、相続が発生した月の月末から[9か月以内](#)とされています。

韓国籍の方の相続の注意点

韓国籍の方の場合、被相続人の除籍謄本(戸籍)や家族関係登録簿を揃えても、その内容が外国人住民票や特別永住者証明書の内容と一致していない場合があります。

その原因として一番多いのは、住所地の役所には、婚姻や離婚・出生や死亡の届出をしても、韓国の役所もしくは大使館や総領事館には届出をしていないため、その異動の事実が韓国の戸籍簿に反映されていないことによるものです。

それ以外にも韓国では何度も戸籍簿が書き直されていますので、その際の転記ミスも良く見受けられます。パスポートの申請を除いて、通常の生活では戸籍を必要することが少ないため、**相続手続きの段階で、初めて戸籍などの誤りに気付く方も少なくありません。**訂正に時間を要する場合には、**相続の手続き自体が止まってしまいます。**

できれば、生前に、戸籍簿や家族関係登録簿を取得して、その内容を確認されることをおすすめします。

また、韓国籍の方の相続の手続きや申告には、国をまたがるが故に発生する問題があります。

いろいろな注意も必要であり、知らなかったために不利益を受ける場合もあります。

そのため、実際の手続の際は、詳しい専門家に相談されることをお勧めします。

なお、今回は限られたページの中で、簡単に記載いたしましたが、ホームページ(下記QRコード参照)には、日韓国際相続に関する情報や事例などを紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

なお、当社では数多くの韓国籍の方や帰化した方の相続の手続きや申告を取り扱っております。ご不明な点やお知りになりたいことがありましたら、**当社の韓国チームに、いつでも問い合わせください。**

税理士法人日本経営

税理士法人日本経営は、日本経営グループのメンバーファームです。

1967年大阪府で創業、東京にも支社があり、全国対応可能な税理士法人です。

日韓国際相続、法人税務、国際税務、事業承継、相続対策などのサービスをご提供しています。

韓国税務に関するお問い合わせ

[大阪事務所] 〒561-0872 大阪府豊中市寺内2丁目4番1号 緑地駅ビル6階

[東京支社] 〒140-0002 東京都品川区東品川2-2-20 天王洲オーシャンスクエア22階

[窓口担当] 李(イ)/金(キム)/柳(ユ)

日本語・韓国語どちらでも対応可能

TEL

050-5330-1313

Email

ts-korea@nkgr.co.jp

日韓国際相続の
支援サイト

<https://ts.nkgr.co.jp/nikkan>

スマートフォンのカメラで
ホームページにアクセスできます



※本稿は筆者が令和4年1月現在の情報に基づき、一般的な内容を簡潔に述べたものである為、その内容の正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、目的適合性を保証するものではありません。実際の判断等は個別事情により取り扱いが異なる場合がありますので、税理士、弁護士などの専門家にご相談の上ご判断下さい。